

衛生管理者免許試験 公表問題

関係法令（有害業務）

- ① 安全衛生管理体制
- ② 作業主任者
- ③ 譲渡等の制限等
- ④ 定期自主検査
- ⑤ 製造の禁止と許可
- ⑥ 表示等・文書の交付等・有害性の調査
- ⑦ 安全衛生教育（特別教育）
- ⑧ 作業環境測定
- ⑨ 特殊健康診断項目と法規制
- ⑩ 健康管理手帳
- ⑪ 労働安全衛生規則の衛生基準
- ⑫ 有機溶剤中毒予防規則
- ⑬ 特定化学物質障害予防規則
- ⑭ 電離放射線障害防止規則
- ⑮ 酸素欠乏症等防止規則
- ⑯ 粉じん障害防止規則
- ⑰ 石綿障害予防規則
- ⑱ じん肺法
- ⑲ 報告
- ⑳ 労働基準法（時間延長制限業務）
- ㉑ 労働基準法（年少者・女性の就業制限）

【令和 7 年 4 月】

【問 6】 特定化学物質障害予防規則による特別管理物質を製造する事業者が事業を廃止しようとするとき、法令に基づき実施した措置に関する次の A から E の記録等について、特別管理物質等関係記録等報告書に添えて、所轄労働基準監督署長に提出することが、法令上、定められているものの組合せは(1)～(5)のうちどれか。

- A 特別管理物質を製造する作業場所に設けられた密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の定期自主検査の記録又はその写し
- B 特別管理物質を製造する作業場において、労働者が常時従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間等の記録又はその写し
- C 特別管理物質を製造する屋内作業場について行った作業環境測定 of 記録又はその写し
- D 特別管理物質を製造し、又は取り扱う作業に係る特定化学物質作業主任者の選任の記録又はその写し
- E 特別管理物質を製造する業務に常時従事する労働者に対し行った特定化学物質健康診断の結果に基づく特定化学物質健康診断個人票又はその写し

- (1) A, B, D
- (2) A, C, D
- (3) A, C, E
- (4) B, C, E
- (5) B, D, E

▶▶解説◀◀

特化則第 53 条第 1 項。

A：定められていない

B：定められている：特化則第 53 条②。

C：定められている：特化則第 53 条①。

D：定められていない

E：定められている：特化則第 53 条③。

したがって、B と C と E が定められているものの組み合わせとなる。

＊解答＊ (4)

【令和 6 年 4 月】

【問 9】 特定化学物質障害予防規則による特別管理物質を製造する事業者が事業を廃止しようとするとき、事業者が実施した措置に関する次のAからEの記録等について、特別管理物質等関係記録等報告書に添えて、所轄労働基準監督署長に提出することが、法令上、定められているものの組合せは(1)～(5)のうちどれか。

- A 特別管理物質を製造する屋内作業場について行った作業環境測定記録又はその写し
 - B 特別管理物質の製造プロセス等の運転条件及び製造量の記録又はその写し
 - C 特別管理物質を製造する作業場において、労働者が常時従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間等の記録又はその写し
 - D 特別管理物質を製造する作業場所に設けられた局所排気装置の定期自主検査の記録又はその写し
 - E 特別管理物質を製造する業務に常時従事する労働者に対し行った特定化学物質健康診断の結果に基づく特定化学物質健康診断個人票又はその写し
- (1) A, B, D
 - (2) A, B, E
 - (3) A, C, E
 - (4) B, C, D
 - (5) C, D, E

▶▶解説◀◀

特化則第 53 条（報告関係）第 1 項

A：義務あり。特化則第 53 条（報告関係）①

B：義務なし

C：義務あり。特化則第 53 条（報告関係）②

D：義務なし

E：義務あり。特化則第 53 条（報告関係）③

従って、AとCとEが正しいものの組み合わせとなる。

＊解答＊ (3)

【平成 30 年 10 月】

【問 5】 次の文中の□内に入れるA及びBの語句の組合せとして、正しいものは（1）～（5）のうちどれか。

「特定化学物質障害予防規則には、特定化学物質の用後処理として、除じん、排ガス処理、□A□、残さい物処理及びぼろ等の処理の規定がある。その中の□A□については、シアン化ナトリウムの場合には、□B□方式若しくは活性汚泥方式による□A□装置又はこれらと同等以上の性能を有する□A□装置を設けなければならないと規定されている。」

A	B
（1）浄化处理	中和
（2）浄化处理	吸収
（3）浄化处理	凝集沈殿
（4）排液処理	吸着
（5）排液処理	酸化・還元

▶▶解説◀◀

特化則第9条（除じん）、第10条（排ガス処理）、第11条（排液処理）、第12条（残さい物処理）、第12条の2（ぼろ等の処理）があり、シアン化ナトリウムを含む排液は、酸化・還元方式の排液処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する排液処理装置を設けなければならない。

＊解答＊ （5）

【平成 30 年 4 月】

【問 3】 特定化学物質の第一類物質に関する次の記述のうち、法令上、正しいものはどれか。

- (1) 第一類物質は、「クロム酸及びその塩」をはじめとする 7 種の発がん性の認められた化学物質並びにそれらを一定量以上含有する混合物である。
- (2) 第一類物質を製造しようとする者は、あらかじめ、物質ごとに、かつ、当該物質を製造するプラントごとに厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
- (3) 第一類物質を容器に入れ、容器から取り出し、又は反応槽等へ投入する作業を行うときは、発散源を密閉する設備、外付け式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。
- (4) 第一類物質を取り扱う屋内作業場についての作業環境測定結果及びその評価の記録を保存すべき期間は、3 年である。
- (5) 第一類物質を取り扱う業務に常時従事する労働者に係る特定化学物質健康診断個人票を保存すべき期間は、5 年である。

▶▶解説◀◀

- (1) 誤り：「クロム酸及びその塩」は、第二類物質に分類される。安衛令第 6 条別表第 3（特定化学物質）。
- (2) 正しい：安衛法第 56 条（製造の許可）第 1 項。特化則第 48 条（製造の許可）第 1 項。
- (3) 誤り：「外付け式フード」⇒「囲い式フード」。特化則第 3 条（第一類物質の取扱いに係る設備）第 1 項。
- (4) 誤り：第一類物質のうち特別管理物質（塩素化ビフェニルを除く物質）を取り扱う屋内作業場についての作業環境測定結果及びその評価の記録の保存年限は 30 年である。安衛令第 21 条（作業環境測定を行うべき作業場）第 1 項⑦。特化則第 36 条（測定及びその記録）。
- (5) 誤り：第一類物質のうち特別管理物質を取り扱う業務に常時従事する労働者に係る特定化学物質健康診断個人票の保存期間は 30 年である。特化則第 40 条（健康診断の結果の記録）。

* 解答 * (2)